

ホームページ掲載が必要な事項（施設基準、加算等）

I 保険医療機関における提示

当院は九州厚生局に届出を行っている保険医療機関です

II 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める提示事項

1. 基本診療料

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 時間外対応加算 1

2. 特掲診療料

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 別添 1 の「第 9」の 2 の (4) に規定する在宅療養実績加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

3. 明細書発行状況に関する事項

当院は療担規則に則り、明細書を無償で交付しています

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています

明細書の発行を希望しない患者様は会計の際、お申し出下さい

III 保険外負担に関する事項

当院では以下の内容について実費のご負担をお願いしております

診 断 書

種 類	金 額
診断書（保険会社）	5, 000
指定難病診断書（新規）	5, 000
指定難病診断書（更新）	3, 000
障害年金診断書	8, 000
死亡診断書	5, 000
成年後見制度申請	6, 000

証 明 書

種 類	金 額
インフルエンザ陽性証明書	3, 000
新型コロナウイルス陽性証明書	3, 000

※ 2025 年 6 月現在（税抜き）

IV 診療報酬点数表の算定要件

1. 情報通信機器を用いた診療に係る基準について

遠隔においても、診察から薬の処方まで一貫した診療を提供することが可能ですが、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください

2. 機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています

- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています
- ・ 保健・福祉サービスに関する相談に応じています
- ・ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています
- ・ 必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っています

※各都道府県のホームページに掲載されている医療機能情報提供制度（医療情報ネット）を利用すれば、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

3. 医療 DX 推進体制整備加算について

当診療所はオンライン資格確認システムを導入している医療機関です
診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています

4. 時間外対応加算 1 について

当院では、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 1」（患者様 1 名につき 1 回 5 点）を算定させていただいております。

通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。

やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合でも、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

※ 時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。

5. がん性疼痛緩和指導管理料について

当院では内服薬と注射薬を中心としてがん性疼痛の症状緩和を行っています

6. 一般名処方加算について

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。